

決議に対する 議長の見解



栗尾順三議長

このたび、笠岡市議会は、「小林嘉文市長に対する問責決議」を上程し、可決しました。問責決議を行うのは、笠岡市政始まって以来、初めてのことであり、こうした事態が起こるといふことは、非常に憂慮すべきことと言えます。

小林市長に対しては、昨年4月の市長就任以来、先の平成29年9月定例会まで、6度の定例会において、毎回、市政運営について注意をしております。

市政は、二元代表制（立法府を構成する議員と、行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度）に基づいて行われなければなりません。このことについても、再三注意をしましたが、議会のたびに注意を受けるといふことは、二元代表制の意義が理解できていないものと受け止められかねません。就任から1年半余りが経過し、市政の運営と民間の経営との違いにも慣れてきたと思います。地方行政の根幹である地方自治法に基づいたより良い市政運営に努めていただきたい。併せて、行政経験の豊富な職員の意見にも、しっかり耳を傾けていただくよう進言します。

また、平成30年度からは、第7次笠岡市総合計画に基づく笠岡市のまちづくりが始まります。笠岡市議会は、小林市長とともに新たな将来都市像の実現に向けて、まい進したいと考えています。

小林市長には、このたびの「問責決議」を厳粛に受け止めていただき、これからも、議会と市長が議論を交わしながら、真に市民のためになる市政運営を強く求めます。

笠岡市議会としてのむすび

小林市長は、議会が問責決議したことを真摯に受け止め、車の両輪にたとえられる議会と、今後、密接な関係を構築しなければなりません。

小林市長は、笠岡市政の歴史の中で、初の純粋な民間出身の市長です。民間の感覚の良い部分を市政に反映し、議会とともに市政の発展に尽力する必要があります。

市民の皆様には、このたびの小林市長への問責決議を御理解の上、議会に対して、より関心を持っていただき、議会報告会や議会の傍聴にお越しくだされれば幸いです。

※問責決議とは

首長や議員の不適当な発言や言動に対し、ふさわしくない、責任を問う必要があると議会が判断した場合に提出される決議のことです。地方自治法第178条に規定される不信任決議とは違い法的拘束力はありません。市長に対して猛省を促す決議として提案されました。